

福岡県公報

平成30年3月23日
第3977号

目次

告示 (第246号 - 第254号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) 3
- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (環境保全課) 3

公告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 5
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 7
- 金山川水系に係る河川整備計画 (河川課) 7

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 7

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) 8

公安委員会

- 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターの代表者の変更 (警察本部組織犯罪対策課) 11

告示

福岡県告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	畦町村山田線	宗像市村山田922番先から 宗像市村山田1019番1先まで

福岡県告示第247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	薦野線 福岡間	前	福津市日蒔野五丁目25番2先から 福津市日蒔野四丁目3番13先まで	10.0 ～ 18.4	765.0
			前	福津市日蒔野五丁目25番2先から 福津市日蒔野四丁目3番13先まで	7.0 ～ 36.6	830.0
			後	福津市日蒔野五丁目25番2先から 福津市日蒔野四丁目4番2先まで	11.0 ～ 23.0	734.0

福岡県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	薦野線 福岡間	福津市日蒔野五丁目25番2先から 福津市日蒔野四丁目4番2先まで

福岡県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	薦野線 福岡間	前	福津市日蒔野四丁目4番1先から 福津市中央三丁目5055番12先まで	6.8 ～ 19.9	596.5
			前	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央三丁目5055番12先まで	10.2 ～ 32.1	815.2
			前	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市日蒔野三丁目2番2先まで	10.2 ～ 32.1	584.0
			後	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央三丁目5055番12先まで	8.9 ～ 32.1	845.0
			後	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央六丁目2664番1先まで	15.0 ～ 32.1	1,038.1

福岡県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

北九州	薦野線 福岡	福津市日蒔野四丁目4番2先から 福津市中央六丁目2664番1先まで
-----	-----------	--------------------------------------

福岡県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	飯塚線 福岡	福津市中央六丁目2664番2先から 福津市中央六丁目2655番6先まで

福岡県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	基山 停車場 平等寺 筑紫野線	筑紫野市大字平等寺442番1先から 筑紫野市大字平等寺448番1先まで

福岡県告示第253号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
535	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社 ローソン	福岡市博多区東公園7番7号	平成30年 3月9日

福岡県告示第254号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1の(1)のイ及び(2)のウに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成30年3月23日から施行する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

1 豊前海流入河川

水 域	該当類型	達成期間
友枝川（水生生物）（全域）	生物B	イ
佐井川（水生生物）（全域）	生物B	イ
岩岳川（水生生物）（全域）	生物B	イ
中川（水生生物）（全域）	生物B	イ
城井川（水生生物）（全域）	生物B	イ

真如寺川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
岩丸川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
祇川上流（水生生物）	（古屋河内橋から上流）	生物A	イ
祇川下流（水生生物）	（古屋河内橋から下流）	生物B	イ
今川（水生生物）	（油木ダム貯水池を除く全域）	生物B	イ
江尻川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
長峡川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
音無川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
油木ダム貯水池（水生生物）	（全域）	生物B	イ

2 遠賀川

水 域	該当 類型	達成 期間	
遠賀川（水生生物）	生物B	イ	
西川（水生生物）	生物B	イ	
犬鳴川（水生生物）	生物B	イ	
八木山川（水生生物）	（力丸ダム貯水池を除く全域）	生物B	イ
彦山川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
中元寺川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
金辺川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
穂波川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
山田川（水生生物）	（全域）	生物B	イ
力丸ダム貯水池（水生生物）	（全域）	生物B	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ遠賀今古賀店

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町大字今古賀字貴舟460番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 信	朝倉市一ツ木 1148 番地の 1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年11月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,406平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物南側	56
合 計	56

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	50
合計	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物北側	6.64
合計	6.64

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地南側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量(オルソ作成)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、直方市、田川市、田川郡香春町、田川郡糸田町、田川郡福智町、京都郡みやこ町	平成30年2月26日

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量(基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡赤村大字赤	平成30年3月1日

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 2級基準点測量2点

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町・岡垣町	平成30年3月6日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目地内	平成30年3月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量
高江地区3級基準点測量業務委託
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区高江	平成30年2月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（4点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成30年2月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市内	平成30年3月12日から 平成30年3月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区	平成30年2月20日から 平成30年3月15日まで

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「金山川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字川崎1775番1及び1775番5から1775番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1806番地1

今泉 義秀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字伊加利976番1、976番2、977番1、977番2、977番5から977番8まで、978番1から978番3まで、978番5から978番9まで、980番1、980番4、2091番3、2091番7から2091番12まで、2097番4、2098番2、2098番5から2098番8まで、2098番11から2098番20まで、2099番3、2100番7及び2100番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川市大字伊加利2097
社会福祉法人明和会
理事長 崎山 いづみ

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成30年3月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・4・9-9号 福岡駅前線
福岡広域都市計画道路事業 3・4・9-17号 福岡駅前線
福岡広域都市計画道路事業 3・5・9-16号 古町太郎丸線
福岡広域都市計画道路事業 3・4・9-3号 太郎丸両谷線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県北九州県土整備事務所 北九州市八幡西区則松三丁目7番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

監査委員

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成29年11月20日29監総第504号）に基づき、教育委員会及び公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月23日

福岡県監査委員 山下 芳郎

同 行正 晴實

同 岩崎 勇

同 井上 忠敏

29 教財第1117号
平成30年1月24日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿
同 同 正 晴 殿
同 同 岩 崎 勇 殿
同 同 井 上 忠 敏 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が、前年度に比べて減少しているものの、多額であった。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるような督促を行っている。 2 滞納期間の長い者に対して、改めて状況を認識させ、返還を意識付けるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書の回収や滞納債権の返還督促を行っている。 3 奨学金返還督促強調月間を設定し、これまでの戸別訪問で面接が来ていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。 <p>これらの取組により、収入未済額が減少しているため、今後も継続して取り組んでいくとともに、より効果的な取組を検討するなど収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>

福岡公委発 1024 号
平成 29 年 11 月 30 日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿
同 行 正 晴 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 井 上 忠 敏 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	<p>運転免許試験場跡地の整備工事において、設計額の積算に關しアスファルト及びコンクリート舗装の撤去に係る数量及び単価等を誤つたため、積算過大となつていた。</p> <p>運転免許試験場跡地の整備工事において、設計額の積算に關しコンクリート構造物及びアスファルト舗装の撤去に係る数量及び単価を誤つたため、積算過大及び積算過小となつていた。</p> <p>運転免許試験場の駐車場整備工事において、設計額の積算に關し、フェンス設置工の単価を誤り上層路盤工の単価が未計上であつたため、積算過大及び積算過小となつていた。</p>	<p>知事部局で採用している「積算シテム」を導入すること及び担当職員を各種研修会に参加させ実務能力の向上を図ることにより事務誤りを防止するとともに、国で採用している「チェックマニユアル」を活用することによりチェック体制を確立する。これら取組みにより再発防止に努める。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示74号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年3月23日

福岡県公安委員会

1 変更に係る事項

代表者の氏名	変更前	変更後
	理事長 本田 正寛	理事長 洪田 一典

2 変更しようとする年月日

平成30年4月1日